

吹田市自殺対策推進懇談会設置要領

(目的)

第1条 本市の自殺対策に関して、関係機関が連携し、必要な意見交換を行うため、吹田市自殺対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を交換する事項)

第2条 懇談会において意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する計画の策定・推進・評価に関する事項
- (2) 自殺対策の推進を目的とした関係機関の情報交換、情報共有及び連携に関する事項
- (3) その他自殺対策の推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 関係団体から推薦された者 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 市民 2人以内

3 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部地域保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。